

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 26（個）第 3 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成26年2月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇町における「もめごと」（以下「本件もめごと」という。）について、審査請求人が自分の携帯電話で110番通報し、現場で警察官に対応してもらった件に関して次の内容が分かる情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 本件もめごとの相手方（10代の男二人、原動機付自転車（以下「原付」という。）2台に乗車。以下「本件相手方」という。）の一人が乗車していた原付について、ナンバー等を申告しているので、持ち主等の照会をしたという記録が分かるもの全て（以下「本件請求1」という。）
- (2) 前記（1）の照会の内容と回答の全て（以下「本件請求2」という。）
- (3) 対応した警察官がノートに取っていたメモの記載内容そのもの又は記載内容が分かるもの全て
- (4) 現場に来た警察官のうちクラウンのパトカーで来た二人は、私の乗っていた車の車内を外から覗き見したり外観を確認したりしていた。その確認等の内容、結果等が分かるもの全て
- (5) 本件相手方の住所、氏名の分かるもの全て（以下「本件請求3」という。）
- (6) 現場臨場に当たり、警察官が受けていた指示、注意事項等が分かるもの全て
- (7) この件に関して作成又は取得された全ての書面及び物件（捜査報告書、供述調書等も含む。）（「平成23年〇月〇日付け警察署通信室処理票（〇〇署、「扱者：〇〇）」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査（状況）報告書」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」、「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」及び「平成23年〇月〇日付け〇〇〇〇作成捜査状況報告書」は除く。）（前記除くとしている各報告書等に関連する物、同様の物は全て含む。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）については、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるため、自己情報存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年4月17日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、前記1の（3）、（4）及び（6）に係る保有個人情報

が記録されている文書については自己情報不存在決定を行い、前記1の(7)に係る保有個人情報記録されている文書のうち、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく訴訟に関する書類以外のものについては自己情報不存在決定を行い、当該文書のうち、刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類については条例適用外とし、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年4月30日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、広島県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、保有個人情報の存否を明らかにし、保有個人情報を開示する処分を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示請求しているものは、審査請求人が当事者である本件もめごとに関するもので、当事者本人に開示することは当然に認められる権利であり、存否の応答を拒否する理由も開示しない理由もない。
- (2) 理由説明書では、本件相手方に関する照会及び回答の事実等の存否を回答することは、それだけで、①開示請求者以外の個人情報、②犯罪の予防・捜査等情報という不開示情報を開示することとなるという。
- (3) まず、前記(2)の①については、仮に該当文書が存在するとして、それに開示請求者以外の個人情報が記載され、その記載内容が不開示情報になるとすれば、存在を明らかにし、不開示決定をすればよく、存否を明らかにしないとする理由はない。

審査請求人は、本件もめごとの当事者である。交通事故の場合、当事者には、それぞれの個人情報の記載された事故証明書等が交付される。

また、本件相手方の情報については、民事訴訟、その他の訴訟において、当事者には開示されることになっているから、当事者である審査請求人には知らされることになるので、法令等の規定により又は慣行として開示される情報にあるいは、開示が相当と認められる情報である。

- (4) 次に、前記(2)の②については、仮にこれらの不開示情報に該当するのであれば、審査請求人は当事者であるのだから、条例適用外等の通知をもって不開示とすべきである。

本件の内容は「勤務日誌」等に記載されていると考えられるところ、本件に関する110番通報については、別の請求で「勤務日誌」の存在を明らかにしていることから、存否を明らかにしないのは不当である。

- (5) したがって、存否を明らかにし、存在するのであれば開示すべきである。
なお、存在することは、諸般の事情等からも明らかであるから隠しても無駄である。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件相手方という特定人物を指定して開示請求を行った。

本件相手方に関する照会及び回答の事実等の存否について回答することは、それだけで条例第14条第3号の「開示請求者以外の個人情報」及び同条第5号の「犯罪の予防・捜査等情報」という不開示情報を開示することとなる。

そのため、実施機関は、条例第17条の規定に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、審査請求人の開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求1、本件請求2及び本件請求3について

本件請求1は、本件相手方の一人が乗車していた原付の持ち主等の照会をした記録を、本件請求2は、本件請求1に係る照会内容とその回答内容を、本件請求3は、本件相手方の住所及び氏名が分かるものの開示を求めたものである。

これらの請求に対し、実施機関は、本件請求保有個人情報の存否を答えるだけで、条例第14条第3号及び第5号の不開示情報を開示することとなるとして、本件請求保有個人情報の存否を明らかにせず本件処分を行ったことから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼしたりすることがあり得る。

このため、条例第17条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求保有個人情報の存否応答拒否の当否について

本件請求保有個人情報は、本件相手方に対して警察が行った情報収集活動あるいは捜査活動に係る情報であり、その存否を答えるだけで、どの程度の通報内容や証言内容であれば、警察が本件相手方についての情報収集活動あるいは捜査活動を行うか否かを明らかにすることになると認められる。

このように、警察の情報収集活動あるいは捜査活動の一端が明らかになると、犯罪を企図している者において、犯罪行為を巧妙化させたり、例えば、

虚偽の目撃情報を通報することで警察の捜査をかく乱するなどして、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されることは否定できない。

このため、実施機関が本件請求保有個人情報の存否を答えるだけで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めたことは、不合理とまではいえない。

したがって、本件請求保有個人情報の存否を答えるだけで、条例第14条第5号の不開示情報を開示することとなると認められるため、同条第3号該当性について判断するまでもなく、条例第17条の規定により、本件請求1、本件請求2及び本件請求3を拒否した実施機関の決定は妥当である。

3 審査請求人のその他主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 9. 4	・ 諮問を受けた。
26. 9. 10	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 10. 23	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
26. 10. 30	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 12. 9	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 12. 10	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 2. 20 (平成 26 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
27. 6. 26 (平成 27 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 7. 24 (平成 27 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授